

経済連携協定等関連規定の一般規定化

経済連携協定等に係る積極的な取組状況や、協定を実施するための関税暫定措置法の改正内容が定型化してきている傾向を踏まえ、早期発効に向けた国内手続の迅速化を図る等の観点から、個々の協定の署名の都度、条文追加を要しない包括的な一般規定化を行う。

現行関係法律条文（関税暫定措置法）

二国間セーフガード

- 第七条の八（シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置）
- 第七条の九（メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置）
- 第七条の十（マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置）
- 第七条の十一（フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置）（未施行）

二国間関税割当

- 第八条の六（メキシコ協定に基づく関税割当制度等）
- 第八条の七（メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度）
- 第八条の八（マレーシア協定に基づく関税割当制度）
- 第八条の九（フィリピン協定に基づく関税割当制度）（未施行）

経済連携協定ごとに規定事項は共通

< 二国間セーフガード >

- 関税引上げ、補償措置、対抗措置 等

< 二国間関税割当 >

- 管理方式、割当機関 等

二国間セーフガード・関税割当以外の事項については、一般的な規定により実施

- 原産地証明書等の提出手続
- 一般特惠関税との調整

[今回答申：一般規定化]

< 経済連携協定等の取組状況 >

協定締結済	協定発効済 シンガポール（2002年11月） メキシコ（2005年4月） マレーシア（2006年7月）
	協定署名済 フィリピン（2006年9月）
交渉中	大筋合意済 タイ、チリ、インドネシア
	交渉実施中 アセアン全体、ブルネイ、GCC諸国（サウジアラビア等）、韓国（交渉中断中）
共同研究等	準備会合等 ベトナム、インド、豪州
	共同研究 スイス

一般規定化後

・ 二国間セーフガード一般規定

・ 二国間関税割当一般規定